

定 款

株式会社フージャースホールディングス

平成25年	4月	1日	会社設立
平成25年	6月	22日	改 定
平成28年	6月	25日	改 定
平成29年	6月	24日	改 定
令和 元年	6月	26日	改 定
令和 3年	6月	25日	改 定

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、株式会社フージャースホールディングスと称し、英文では、H o o s i e r s H o l d i n g s と表示する。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 不動産の売買、仲介、賃貸、管理及びコンサルティングに関する業務
2. 不動産販売及び管理に関する広告宣伝コンサルティング業務
3. 建築及び土木工事の企画、設計、施工、監理、請負及びコンサルティングに関する業務
4. 建物の解体工事
5. 建築物の内外装工事及び設備工事
6. 建築資材、家具、家庭用電気製品、室内装飾品、冷暖房空気調整機器、厨房機器、給排水設備機器の販売、その代理、仲介及び輸出入に関する業務
7. サービス付き高齢者向け住宅の設置、運営及び管理に関する業務
8. 介護保険法に基づく居宅サービス事業、居宅介護支援事業及び介護予防サービス事業に関する業務
9. 発電事業及びその管理、運営、電気の供給、販売並びにこれら発電事業に関する発電施設、設備の企画、開発、設計、施工、販売、賃貸、保守、管理業務
10. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業に関する業務
11. ホテル、その他宿泊施設等の企画、運営、管理、経営及びコンサルティングに関する業務
12. 警備業法に基づく警備業に関する業務
13. 体育、スポーツクラブの管理運営及びその企画、開発の請負に関する業務
14. 体育、スポーツに関する出版及び指導者の育成に関する業務
15. 各種スポーツ教室、行事の実施運営及び体育施設等の管理運営受託に関する業務
16. 体育遊戯機器の輸出入、販売、並びに賃貸業務
17. 開発事業、公共施設等の企画、設計、管理、運営業務
18. 再開発事業の企画、設計、管理、運営業務
19. 企業等再生支援業務
20. 大、中、小規模小売店舗の企画、設計、運営業務
21. 引越しの請負に関する業務
22. シャトルバス運行に付随する定期券・回数券等の発行業務及び事務代行業務
23. 飲食店、喫茶店の経営に関する業務
24. 食料品、飲料水、菓子類、衣料用繊維製品、スポーツ用品の販売に関する業務
25. 生活用品、食料品等の宅配サービス業務
26. 有価証券の取得、保有及び処分に関する業務

- 27. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
 - 28. 自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険代理業
 - 29. コンピューターのハードウェア及びソフトウェアのリース並びに販売
 - 30. ビデオ、コンパクトディスク、ゲーム等の企画、製作、販売に関する業務
 - 31. 投資事業組合財産の運用及び管理に関する業務
 - 32. 経営コンサルティング業務
 - 33. 学習塾の経営に関する業務
 - 34. イベントの企画、運営に関する業務
 - 35. 広告宣伝、出版の企画、制作、販売及び代理業務
 - 36. 前各号に付帯する一切の業務
- 2 当社は、前項各号の業務及びこれに付帯関連する一切の業務を営むことができる。

第 3 条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第 4 条（公告方法）

当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 5 条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、100,000,000 株とする。

第 6 条（自己株式の取得）

当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第 7 条（単元株式数）

当社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

第 8 条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

第 9 条（株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 10 条（基準日）

当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

第 11 条（招集時期）

当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時招集する。

第 12 条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

第 13 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 14 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の規定によるべき株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 15 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 16 条（議 事 録）

株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第17条（取締役会の設置）

当会社は取締役会を置く。

第18条（取締役の員数）

当会社の取締役は10名以内とする。

第19条（取締役の選任方法）

取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

第20条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第21条（役付取締役及び代表取締役）

取締役会の決議によって、取締役の中から、代表取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

2 代表取締役社長は当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

3 取締役会はその決議によって、代表取締役社長のほかに、取締役の中から当会社を代表する取締役を選定することができる。

第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。

2 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

第23条（取締役会の招集手続）

取締役会を招集するときは、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第24条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第25条（取締役会の議事録）

取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第26条（取締役会の決議の省略）

当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。た

だし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第27条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第28条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第29条（取締役の責任免除）

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第30条（監査役及び監査役会の設置）

当社は監査役及び監査役会を置く。

第31条（監査役の員数）

当社の監査役は5名以内とする。

第32条（監査役の選任方法）

監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第33条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- 3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。

第34条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第35条（監査役会の招集手続）

監査役会を招集するときは、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第36条（監査役会の決議）

監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合のほか、監査役の過半数をもって行う。

第37条（監査役会の議事録）

監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第38条（監査役会規程）

監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第39条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第40条（監査役の責任免除）

当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

第41条（会計監査人の設置）

当社は会計監査人を置く。

第42条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第43条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第44条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第45条（会計監査人の責任免除）

当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

第46条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第47条（期末配当金）

当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。

第48条（中間配当金）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。

第49条（除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。